

CONTENTS・目次

○ 電子帳簿保存法の3つの制度

4

I 電子帳簿・書類保存制度のチェックポイント

5

① 制度の概要	5
② 保存要件の確認	6
③ チェックシート：税務調査の確認事項	6
① 優良な電子帳簿制度のチェックシート	6
② 最低限の要件を満たす電子帳簿制度のチェックシート	9
③ 国税関係書類の電子保存制度のチェックシート	10
④ チェック項目の確認と税務調査への準備	11
① 過少申告加算税の軽減措置の適用のための届出書の提出	11
② 備付け開始	12
③ 作成・保存方法	12
④ 保存要件	12
⑤ 見読可能装置の備付け等における「整然とした形式と明瞭な状態」とは	13
⑥ 電磁的記録の訂正・削除・追加の履歴の確保	13
⑦ 「訂正・削除の履歴の確保の特例」とは	14
⑧ 「帳簿間の関連性の確保」とは	14
⑨ 「検索機能における記録項目」とは	14

II スキャナ保存制度のチェックポイント

16

① 制度の概要	16
② 保存要件の確認	16
③ チェックシート：税務調査の確認事項	17
④ チェック項目の確認と税務調査への準備	21
① 一般書類の適時入力方式とは	21
② タイムスタンプの要件	21
③ ヴァージョン管理の要件	22

4 スキャン文書と帳簿との相互関連性の確認方法

22

5 見読可能装置の備付けの「拡大・縮小して出力することができる」とは

22

6 一覧表作成による検索機能の確保

23

III 電子取引データ保存制度のチェックポイント

24

① 制度の概要	24
② 保存要件の確認	24
③ チェックシート：税務調査の確認事項	25
① 可視性の原則	25
② 真実性の原則	26
③ 「新たな猶予措置」の創設（恒久措置）	27
④ チェック項目の確認と税務調査への準備	27
① 保存すべき取引情報の留意点	27
② 同一の請求書をクラウドサービスと電子メールで2つ受領した場合	28
③ 同一内容の請求書を電子取引と書面で受領し、書面を正本として取り扱う場合	28
④ 電子取引のデータを書面に出力したものをスキャナ保存する場合	28
⑤ 電子取引の取引データを保存するシステムを有しない場合の検索機能の確保	28
⑥ 「データの訂正・削除を行った場合に、その記録が残るシステムまたは訂正・削除ができないシステム」とは	29
⑦ 「訂正・削除の防止に関する事務処理規程の備付け」とは	29

IV 電子帳簿保存法により保存を行っている帳簿・書類の税務調査

31

1 電子帳簿保存法により帳簿・書類を保存している場合の税務調査

31

2 これからの税務調査への対応

31

3 税務調査時に保存要件を満たしていないと、どうなる？

31

4 スキャナ保存データや電子取引データに関連して不正が把握された場合の重加算税

32